



平成18年5月22日

各位

会社名 ニチレキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 菱山貴史
(コード番号:5011 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 山内幸夫
(TEL:03-3265-1511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第62回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 取締役の員数の変更

執行役員制度による業務執行体制の定着に伴い、変更案第21条(員数)で現行定款第17条に定める取締役の員数を減員するものであります。

(3) 会社法施行に伴う変更

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

会社に必要な機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株主の権利を明確に規定する旨を定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の開催場所について一定の範囲を定めるため、変更案第14条(招集地)を新設するものであります。

インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示することができる旨を定めるため、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面により承認を行うことができるよう、変更案第28条(取締役会の決議方法)を新設するものであります。

取締役および監査役が職務執行にあたり期待される役割を十分に発揮することができ、また、社外監査役として優れた人材を迎えられるよう変更案第31条(取締役の責任免除)、変更案第41条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、変更案第31条の新設については、監査役会の全員一致による同意を得ております。

その他、条文の新設または削除、用語および引用条文の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、ニチレキ株式会社と称する。 英文は、NICHIREKI CO., LTD.とする。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 10. (条文省略) (新 設)</p> <p>11. (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、ニチレキ株式会社と称し、 英文は、NICHIREKI CO., LTD.とする。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (10) (現行どおり) (11) <u>屋内外の各種表示および広告の企画・ 設計・施工ならびにこれらに使用する 印刷物の製造および販売</u> (12) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、9千万株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(株券の種類) 第7条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、9千万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式に関する取扱)</p> <p>第10条 当社の株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 本定款に定めるもののほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2.当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。</u> <u>株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議により社長が招集する。</u> <u>社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 <u>株主総会の議長には社長が当たる。社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u> <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権の行使を委任することができる。</u> <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> (削 除) (削 除)</p> <p>(招集地)</p> <p>第14条 <u>当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に差支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u> 2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印のうえ当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任) 第18条 (条文省略) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行なう。 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(役付取締役、代表取締役) 第19条 取締役会は、その決議をもって社長1名を選任し、また会長および副会長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。 社長は会社を代表する。このほかに取締役会は、その決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選任することができる。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(報酬) 第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会の招集者およびその議長は社長が当たり、社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 (新設)</p>	<p>(議事録) 第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第21条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第22条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役社長1名を定め、また取締役会長および取締役副会長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に差支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の場合にこの期間を短縮し、または取締役および監査役の全員の同意ある場合には招集手続きを省略することができる。 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によってこれを決する。 (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(議事録) 第25条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して当会社に保存する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役会規則) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第32条 (現行どおり)</p>
<p>(選任) 第28条 (条文省略) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行なう。</p>	<p>(選任方法) 第33条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(常勤監査役) 第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(報 酬) 第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会を招集通知は、<u>各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の場合にこの期間を短縮し、または監査役全員の同意ある場合には招集手続きを省略することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数によってこれを決する。</u></p> <p>(議事録) 第34条 監査役会の議事は、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して当会社に保存する。</u></p> <p>(監査役会規則) 第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(監査役会規則) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(営業年度および決算期)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(利益金の処分)</p> <p>第37条 当社の毎決算期の利益金は、<u>株主総会の決議により処分する。</u></p> <p style="text-align: center;">(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> <u>利益配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>